

相模原市告示第90号

相模原都市計画の決定について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月7日

相模原市長 本村 賢太郎

1 都市計画の種類及び名称

相模原都市計画土地区画整理事業 橋本駅南口地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

相模原市緑区橋本一丁目及び橋本二丁目地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課